

| No. | 項目  | 説明  | 具体的取り扱い方法   | 実施期日      |
|-----|---|---|---|-----------|
| 1   | 国家資格者証の原本確認について   | 新規申請や技術者の登録変更の際の国家資格者の原本確認について、取り扱いが不統一。  | 新規、業種追加、般特新規申請や新たな技術者の届出の際に、国家資格者証の原本確認を行う。<br>申請・届出の際に、国家資格者証の原本を提示してもらい、県が、提出されたコピーと確認し、コピーに「原本確認済み」などのゴム印を押印する。<br>原本の提示については、現場での携帯義務があるもの（電気工事士免状、消防設備士免状）は除く。<br><br>なお、この取り扱いは県知事許可業者のみの取り扱いとする。   |           |
| 2   | 決算終了後変更届に係る修正の取り扱いについて  | 変更届受理後において、財務諸表等の一部修正が生じた場合の取り扱いが不統一。   | ①工事経歴書、工事施工金額、貸借対照表及び損益計算書等の修正しようとする該当項目全頁の再提出②前回提出の鑑（変更届）のコピーの該当する項目はそのままにし、該当しない項目は消して提出する。<br>なお、再提出の鑑（変更届）に「修正再提出」と記入して提出してください。  |           |
| 3   | 財産的基礎又は金銭的信用における、500万円以上の資金の調達能力に係る、残高証明書又は固定資産評価証明書の取り扱いについて | 新規申請の「財産的基礎又は金銭的信用」において、「500万円以上の資金の調達能力」とは、担保とすべき不動産等を有していることにより、500万円以上の資金について取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書等を得られることをいい、①金融機関の残高証明書や②固定資産評価証明書を徴収していますが、その際①+②>500万円を要件としたり、①又は②が500万円を超えることを要件としており、取り扱いを統一する必要がある。 | 財産的基礎要件について、①500万円以上の「預金残高証明」以外に福岡県では②「固定資産評価証明書」の評価額が500万円以上あれば資金調達能力があると認めているが、①>500万円または②>500万円なのか、①+②>500万円かで認めているのか、明確ではなかった。<br>今後、①>500万円または②>500万円を統一する。<br>なお、固定資産評価証明書の提出に当たっては、当該固定資産に係る不動産登記簿（全部事項証明書で権利部の甲区・乙区とも記載があるもの）で所有者、担保設定の有無について確認する。<br>所有者が申請者と同一かどうかを確認し、当該不動産に担保が設定されていないことが明確であればその固定資産評価額をそのまま認める。<br>担保が設定されていた場合、金融機関の「融資残高証明書」を添付して貰い、次のように固定資産評価額の残高が500万円を超えることが明確な場合は500万円以上の資金調達能力があるとして取り扱う。<br>A: 抵当権が設定されている場合は、固定資産評価額から抵当権設定金額を引いた残額が500万円を越えている場合<br>B: 根抵当権が設定されている場合において、極度額から融資額を引いた金額が500万円を越える場合 | 平成22年4月1日 |
| 4   | 身分証明書（市町村役場発行）について、外国籍の場合に「外国人登録原票記載事項証明書」を提出することについて         | 外国籍の役員等については、「身分証明書」が発行できないが、代わりに、「外国人登録原票記載事項証明書」を提出させるべきではないか。「登記されていないことの証明書」では外国籍の記載がない場合、外国人であるかどうかの確認が出来ない。   | 外国人の場合は、市町村の身分証明書に代えて「外国人登録原票記載事項証明書」を提出してください。<br>外国人の方が法務局の「登記のない証明書」を請求する際は、「氏名欄には本名（本国名）（その後（ ）書きで通称名を記入）」、「住所欄は外国人登録原票の住所」、「国籍欄には国籍」を記入してください。<br>なお、それらは外国人登録原票記載事項証明書の表示と一致しているか充分確認してください。  |           |
| 5   | 建設業営業所調査について  | 平成20及び21年度の営業所調査については、更新申請については全件について調査しています。22年度から更新申請の件数が増加しますが、今後は全件について営業所調査を実施します。<br>（平成17～19年度のように、「更新申請者については一部業者だけ」、という取り扱いはしません）<br>新規や業種追加申請について全件調査することは、これまでどおりです。                               | 平成17～19年度は、更新申請者については一部申請者についてのみ営業所調査をしていましたが、22年度から更新申請者についても、全部の申請者について調査します。   |           |
| 6   | 経營業務管理責任者の経験期間の確認について   | 経營業務管理者の経験期間の確認（経験期間と経験のある業種について確認させていただきます）  | 新規申請や変更届の提出の際に、経験期間に係る「確定申告書（法人の場合は法人税申告書、消費税申告書等）の写し」を添付して下さい。<br>また事業内容や営業していた業種が確認できる工事契約書、工事注文書、請求書（控）等を提示してください。（必要に応じて写しの提出を求めることがあります）   |           |
| 7   | 専任技術者の実務経験期間の確認について   | 専任技術者の実務経験期間については、許可を受ようとする業種に関して10年以上の確認書類が必要です。<br>自社（自営）での実務経験で申請している場合、同業者証明書がついていたとしても、できる限り客観的資料で確認させていただきたい。<br>また自営ではなく、過去に使用人として働いていた場合も、同業者証明だけでなく、出来るだけ元の使用者から証明を貰っていただきたい。                        | 専任技術者の実務経験期間については、自社（自営）の経験で申請される場合、実務経験証明書で申請されている実務経験年数期間について確認できる、工事契約書、工事注文書、請求書の控え等の書類を確認させていただきます。<br>新規許可申請などの場合は営業所調査時に確認させていただきます。<br>変更届の提出の際は、提出時に県土整備事務所の窓口で確認させていただきます。（なおいずれも、必要に応じて写しの提出を求めることがありますのでご注意ください。）   |           |

